

東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見の公表について（お知らせ）

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを平成18年1月19日付けで回答するとともに公表いたしましたのでお知らせいたします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：国土交通省関東地方整備局

代表者の名称：局長 門 松 武

主たる事業者の所在地：神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

事業者の名称：国土交通省東京航空局

代表者の名称：局長 城 石 幸 治

主たる事業者の所在地：東京都千代田区九段南1丁目1番15号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称：東京国際空港再拡張事業

種 類：滑走路の新設を伴う飛行場及び施設の変更

公有水面の埋立

規 模：新設する滑走路の長さ：2,500m

公有水面の埋立：約9.7ha

3 対象事業が実施されるべき区域

東京都大田区羽田空港及びその地先公有水面

4 市長意見の公表

平成18年1月19日（木）

5 問い合わせ先

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
国土交通省関東地方整備局港湾空港部空港整備課
電話 045-211-7423

東京都千代田区九段南1丁目1番15号
国土交通省東京航空局飛行場部首都圏空港整備調整課
電話 03-5275-9298

東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見 平成18年1月

川崎市長意見

「東京国際空港再拡張事業」に係る環境影響評価準備書に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本事業は、大田区羽田空港及び地先公有水面に4本目の滑走路の新設を行うとともに、滑走路の新設に伴い必要となる既存施設の移設及び現空港用地内に国際線ターミナルビル等を新設するものである。

本事業の実施区域が多摩川を挟み本市に近接していることから、本市には、航空機の発着回数が増大による航空機騒音の増加をはじめ、大気汚染流況及び水質の変化、また、これに伴う多摩川河口域の干潟や生態系への影響等に対する環境保全の配慮が求められる。

したがって、本事業の実施にあたっては、本意見に十分配慮するとともに、準備書に記載した環境保全措置の確実な実施により、環境への影響の低減に努めること。

2 個別事項

ア 大気質

工事中の作業船等排出ガスによる大気質の予測結果のうち、二酸化窒素の年平均値及び浮遊粒子状物質の1時間値の工事寄与濃度の割合は、川崎市大師健康ランチでそれぞれ、3.6%、4.4%と高い数値を示していることから、準備書に記載した工事中における環境保全対策を徹底すること。

一方、空港という発生源は、排出源が複雑多岐にわたり、その予測手法に数値シミュレーションモデル、CBM光化学反応モデルを用いたことは評価できる。しかしながら、このモデルは実用例が少なく、評価が定まっていないことから、シミュレーション結果については実測値との比較を十分に行い、かつ、この比較の結果において整合性が十分でない場合には、予測結果の数値に適切な補正を加えること。

したがって、浮遊粒子状物質の予測及び評価については、シミュレーション結果を評価にそのまま用いるのではなく、現状再現における誤差を供用時の予測結果の数値に反映させることが望まれる。

また、光化学オキシダントについて、実際に予測を行ったことは先進的で評価に値するが、予測評価日については、仮に再現性が低いとしても、汚染パターンの異なる複数の高濃度日について評価書で明らかにすることが望ましい。

イ 騒音

騒音の予測については、飛行経路別離着陸の運用比率が前提となることから、航空機の進入方式割合に加え、進出方式割合も評価書で明らかにすること。

また、供用時の航空機騒音の予測結果を、WECPNL 値 70 のコンターで表わしているが、航空機騒音調査地点における予測結果の数値についても評価書で明らかにすることが望まれる。

ウ 地形及び地質

多摩川河口部については、新設滑走路の出現により、一部で侵食傾向が強まるところもあるものの、その程度は小さく範囲も限定されていると予測しており、全体として地形変化への影響は大きくないとしているが、地形変化モデルによる予測には不確実性の要素が多いことから、環境監視を行うとしている。

しかしながら、当該区域は、従来から国等により調査が実施されており、準備書に記載した環境監視については、これらとの連携を図るとともに、環境監視の結果、予測を超える著しい侵食等が生じた際の適切な方策内容について、評価書で明らかにすること。

エ 生態系

事業実施区域周辺の生態系においては、特殊性の視点に該当する注目種は認められず、上位性及び典型性の視点から選定したとしているが、塩沼植物群落は、海水と淡水が混じる汽水域の特殊な環境を特徴づける種・群集であり、特にイセウキヤガラ群落については、全国的にも多摩川河口を含めて数箇所でのみ分布が確認されている、稀少で貴重な群落である。

したがって、イセウキヤガラ群落を含む塩沼植物群落については、評価書において特殊性の視点から選定・整理すること。

オ 温室効果ガス等

供用時における環境保全対策のうち、温室効果ガスに関しても地上施設、空港サービス車両等について排出削減を行うことは評価できるので、これを強力に推進するとともに、恒常的に環境改善を進めていく体制が望まれる。

カ その他

(ア) 環境監視

工事中及び供用時に環境監視を実施するとしているが、早期の段階で環境監視計画を策定し、効率的かつ効果的な環境監視を行うこと。

また、多摩川河口干潟や浮島町公園には多くの市民が訪れ、バードウォッチングなど様々な活動を行っており、常日ごろから多摩川及び東京湾を見ている市民からの情報も重要なことから、これらの情報を受け入れる窓口を明確にすること。

参考

1 環境影響評価に関する手続経過

平成16年10月28日 川崎市あて環境影響評価方法書の送付

10月29日 方法書公告、環境影響評価法及び神奈川県条例に基づく縦覧開始

11月28日 環境影響評価法に基づく縦覧終了

12月 6日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会

12月13日 神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日、環境影響評価法に基づく意見書の締切日

12月14日 市長意見作成のための市長から川崎市環境評価審議会あて諮問

平成17年 1月27日 川崎市環境評価審議会から川崎市長あて答申

2月 7日 環境影響評価方法書に対する市長意見を神奈川県知事あて提出、公告

平成17年 8月25日 川崎市あて環境影響評価準備書の受理

8月26日 準備書公告、環境影響評価法及び神奈川県条例に基づく縦覧開始

9月26日 環境影響評価法に基づく縦覧終了

10月11日 神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日、環境影響評価法に基づく意見書の締切日

10月24日 準備書に対する意見の概要書及び事業者見解書の受理

10月28日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会

11月 1日 準備書に対する意見の概要書及び事業者見解書の縦覧開始、法対象公聴会開催の公告

11月30日 準備書に対する意見の概要書及び事業者見解書の縦覧終了

12月 3日 公述及び傍聴申出の締切、公述の申出なし

12月 6日 公聴会の取りやめの公告

12月14日 市長意見作成のための市長から審議会あて諮問

平成18年 1月18日 川崎市環境評価審議会から川崎市長あて答申

2 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成16年12月14日 市長から東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する

市長意見作成のための審査について、審議会あて諮問

12月27日 審議会（事業者説明及び審議）

平成17年 1月26日 審議会（答申案審議）

12月14日 市長から東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見作成のための審査について、審議会あて諮問

12月27日 審議会（事業者説明及び審議）

平成18年 1月17日 審議会（答申案審議）